

パブリックコメント等に対する県の考え方

資料1-④

no.	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
1	<p><b>福祉施設から一般就労への移行の成果目標について</b></p> <p>29年度目標は現況を勘案し1.7倍となっているが、少子化の著しい昨今総数が増えるとは考えにくい。また、無理な一般就労への移行が当該者の不具合を引き起こしている例が散見される。真に民間移行を希望している者を除き、責任を持って、障がい者を育成する方向に向かうよう目標値を減らすべきである。</p>	<p>障がいのある方が地域で生活していくためには経済的な自立を図ることが必要であることから、一般就労への移行を推進することは重要であり、関係機関と連携して取り組んでいます。障がいのある方が適切に一般就労へ移行できるよう、就労移行支援などの必要な障害福祉サービスの提供体制を整備し、平成29年度の目標達成を目指すことが適当と考えます。</p>
2	<p><b>一般就労が困難な障がい者に対する支援について</b></p> <p>一般就労が困難である者は、島根県障がい者就労継続支援事業所工賃向上計画により工賃を上げるとのことだが、その具体策はこの案では明示無く、また、その他のものについても言及はない。今までは工賃の上昇は微々たるもので、工賃と年金だけでは生活は難しく、自立には程遠い金額である。</p>	<p>障がい福祉計画は、国の基本指針に沿って、障害福祉サービスの見込量等を定めるものであり、一般就労が困難な障がい者の工賃向上についての具体的な施策を記載することはなじまないと考えています。</p> <p>なお、障がい者の工賃向上については、島根県障がい者就労継続支援事業所工賃向上計画を策定し、目標工賃を設定のうえ、その達成のための具体的方策を定め、取り組んでいます。</p>
3	<p><b>短期入所について①</b></p> <p>利用枠が空いてないことから短期入所の利用ができない実態がある。短期入所は地域移行を進めるうえで緊急時ばかりでなく、家族の休養のためなど必要不可欠なサービスである。県全体の短期入所（福祉型）は増の計画となっているが、出雲圏域は減となっており見直してほしい。</p>	<p>短期入所を含め、障害福祉サービスの見込量については、各市町村が設定した数値を積み上げたものを県計画の数値としています。各市町村は、その数値の設定に際して、障がい者や事業所等へのアンケート等により、地域の実情やニーズを踏まえて設定されており、適切な見込量であると考えています。</p>

パブリックコメント等に対する県の考え方

資料1-④

no.	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
4	<p><b>入院中の精神障がい者の地域生活への移行について</b></p> <p>地域への退院目標数の達成のみを急ぎ、受入体制が整っていない状況で退院者が増えるのではないかと危惧する。</p>	<p>精神障がい者の地域生活への移行にあたっては、グループホームの整備等により地域での受け皿を整備するなど、計画に記載する取組を着実に実施し、市町村や関係機関と連携を図り、目標が達成されるよう取り組んでいきます。</p>
5	<p><b>障がい者の地域生活の支援について</b></p> <p>地域生活支援拠点の整備促進目標について、民間ではなく行政が責任を持って取り組んでもらいたい。</p>	<p>障がい者の地域生活の支援としての地域生活支援拠点整備については、市町村において整備されるものであり、必要に応じて県としても支援を行っていきます。</p>
6	<p><b>福祉施設から一般就労への移行について</b></p> <p>障害者就業・生活支援センターを中心とする福祉・労働・教育等の関係機関との連携を強化は当然大切な条件だが、民間事業所等は景気の変動も受けながら運営をしており、民間事業所等へのサポートが必要と思う。</p>	<p>一般就労した障がい者がその職場に定着するためには雇用された障がい者と事業所双方への支援が大切です。障害者就業・生活支援センターを中心に事業所に対して障がい者の就職後の仕事の進め方に係る助言を行うなど、国や関係機関と連携しながら事業所への支援を行っています。</p>